

平成30年度第1回庄原市学校・警察連絡協議会

開催日：平成30年6月27日（水） 開催場所：庄原市総合体育館第2会議室

参加者：庄原警察署、北部こども家庭センター、庄原市内県立高等学校、庄原特別支援学校、庄原市内小・中学校
広島県教育委員会、庄原市児童福祉課、庄原市教育委員会

広域化、低年齢化する児童生徒の問題行動及びいじめ問題等について、学校と警察、関係機関等が情報交換を行い、組織的な連携を深めることを通して、児童生徒の問題行動及びいじめの未然防止を図ることを目的とし、研修会を行いました。

【講話①】 「少年非行の現状と課題について」

庄原警察署 生活安全刑事課長 百合園 大樹

- ・ 広島県内の刑法犯認知件数は平成23年に戦後最小を達成後、6年連続で最小を更新している。
- ・ 庄原警察署管内の刑法犯認知件数は、平成14年頃がピークで400件以上を認知していたが、その後、減少傾向が続き、平成29年はピーク時の4分の1以下まで減少した。
- ・ 非行少年検挙・補導総数、非行少年総数、刑法犯少年数、不良行為少年の補導数はいずれも減少している。不良行為少年の主たる行為別内訳として、深夜徘徊と喫煙が多い。
- ・ 一番伝えたいことは、ネット犯罪被害防止についてである。**広島県では平成29年に、スマートフォンのアプリなどを利用し、ネットで知り合った人と実際に会うなどして約60人の少年少女が被害**を受けており、高い水準で推移している状況にある。普通の少年少女、小学生であっても被害を受けた事例があり、**保護者が警察から連絡を受けてはじめて知ったという例も多い。**



〈過去のネット犯罪の事件事例〉

- 自撮り被害…画像を見て好意をもった人（実際は、画像の人物とは別人）から自撮りを要求され、画像を安易に相手（第三者）に送信した。送った画像をネタに脅されるという被害を受けた。
- 美人局（つつもたせ）被害…出会い系アプリで出会った女性の仲間（男性）から、お金を要求された。その他、援助交際を求めるツイッターでの書き込みが増えてきているため、庄原警察署においても、この夏、サイバーパトロールをする予定である。危険性や違法性を教えていく責務を感じている。
- ・ 子供を対象とした犯罪について、平成30年5月末時点で広島県内の前兆事案は、女性・子供への声かけ約230件、つきまとい約140件、痴漢約140件となっている。**庄原警察署管内では、子供に対する声かけを5件把握している。前兆段階での対応が重要になるので、警察への早めの対応**をお願いしたい。

【講話②】 「児童虐待の現状と保護者連携について」

広島県北部こども家庭センター 相談援助課 相談援助課長 清水 篤

広島県全体では、児童虐待の相談件数は増加している。虐待相談の経路は警察からこども家庭センターへの通告が最も多く、子供への心理的虐待である面前DV（子供の見ているところで、父が母へ、母が父へ暴力をふるうなど）が増えている。**虐待は子供に身体的影響（食べていても大きくならない）、知的・認知的発達への影響（伸びる能力も伸びない）、情緒的影響（自己肯定感が低くなり、自分が悪いから暴力を受けているといった捉えになる）が懸念される。**



保護者対応の際、心がけているのは次のようなことである。

- ・ 虐待という言葉が一人歩きしないようにするために、中身を具体的につかむことが大事である。
- ・ **保護者には保護者の意図があり、思いがある。その実現の方法が誤っているのであれば、それを一緒に考える姿勢が大切になる。思いを受け止めて、正しい方法を考えていく。**
- ・ 発達的な特徴がある子供の場合、医療機関・専門機関との連携をいかに図るかを考えたときに、困った子供だから、発達障害かもしれないから、受診・相談をすすめるといった姿勢では、保護者の理解を得るのは難しい。願いや思い（例：座って勉強してもらいたいよね。など）の実現に向けて、受診・相談することや保護者と願い・思いを共有することが重要である。

（事後アンケートより）

- ・ 関係機関の専門性、機能を生かした連携をしていくことが、よりよい解決につながると思った。今後も密に連携をしていくために、各機関の具体的な役割を知る必要があると感じた。
- ・ グループでの研究協議で、各校の取組の工夫を聞くことができた。児童会を中心にしたいいじめ防止の標語づくり等、子供達が主体的に取り組むことが大切だと学んだ。組織的に、子供達を巻き込んで生徒指導の推進を図っていきたい。

研究協議の様子



研究協議後の発表



【指導・助言】

広島県教育委員会 学校経営支援課 総括指導主事 大原 隆

- ① 組織的な生徒指導体制を確立するためには、校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事が中心となって報告・連絡・相談・確認を確実に行うことで、一貫・継続した指導が必要である。**報告・相談は特に大事で、報告するか否かを最初に事案に接した人の判断で優先しないことが重要**である。生徒指導主事は、組織の協働体制の中核となり、客観的なデータ等を基に、児童生徒の自己指導能力を育成する意図的な仕掛けをすること。
- ② 関係機関との連携は、児童生徒の心身のよりよい発達を促すための日々の連携と問題行動発生時（緊急時）の連携の2つがある。日々の連携については、目的を明確にして、自己指導能力や事故回避能力を育成し、緊急時の連携（深刻な問題）については、保護者と連携しながら、関係機関とも連携し、専門機関に委ねることは何かを明確にする必要がある。**そのため、何かあればすぐに相談ができる顔の見える連携をしておくことが重要**である。
- ③ いじめの未然防止の取組として、児童生徒の居場所づくりと望ましい人間関係づくりがポイントである。認め合い、人の役に立っているという自己有用感を育成するしかけ（児童生徒の主体的な活動）が必要である。いじめは人が見ていないところで起こるものであるから、**いじめアンケートを学校で記入させるのではなく、家で書かせるといった工夫や何かあればすぐに相談できる環境を整えることも重要**である。